

# V 補装具と日常生活用具等



## 1. 補装具費（購入借受・修理）の支給 身 難

失われた身体機能を補完又は代替する用具の購入、貸与又は修理に要する費用について支給されます。利用者負担額（限度額まで定率1割）は、障がい者とその配偶者、障がい児の場合は保護者が市町村民税非課税の場合は無料です。

なお、一定所得以上の場合や、支給決定前に購入された補装具については、支給対象外となります。

**注意** …ただし、難病患者（児）については、難病の種別によって給付対象となる用具が異なります。

詳しくは障がい福祉課までご相談ください。

**\*印：介護保険の被保険者は、介護保険での申請になります。**

起立保持具・排便補助具は 18歳未満の人が対象です。

障がい別	補装具の種類
肢体不自由者（児）	義肢、装具（上肢・下肢・体幹装具）、姿勢保持装置、車載用姿勢保持装置・ <b>起立保持具</b> ・ <b>排便補助具</b> *歩行器、*歩行補助つえ（1本つえを除く）、*車いす、*電動車いす
視覚障がい者（児）	視覚障がい者用安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障がい者（児）	補聴器
内部障がい者（児） （心臓・呼吸器障がい）	*車いす
肢体不自由者（児）及び言語機能障がい者（児）	重度障がい者用意思伝達装置

- 【必要なもの】 ①医師の意見書（及び「処方」） ②見積書  
③マイナンバーカード ④委任状（任意代理人の場合）

※原則として障がい者手帳交付後に申請できます。

18歳以上の人は障がい者自立相談支援センターの判定書、児童は指定育成医療機関の意見書が必要な場合があります。

## 2. 門真市難聴児補聴器給付等事業

対象者である軽度の難聴児に対し、補聴器購入及び修理に要する費用（基準価格）の3分の2が支給され、申請者が3分の1（100円未満は100円に切り上げ）を負担します。対象となる人は、市民税所得割額が、46万円未満の世帯又は生活保護受給世帯等で、両耳の聴力レベルが30デシベル以上60デシベル未満のため、身体障がい者手帳の交付の対象とならない18歳未満の人となります。

障がい福祉課に備え付けの医師の意見書が必要

※補聴器の購入及び修理の費用の給付を受けようとする対象児の保護者は、事前に相談してください。

## 3. 大阪府難聴児補聴器交付事業

身体障がい者手帳の交付の対象とならない中等度の難聴児に対して言語及び生活適応訓練を促進するため、補聴器を交付又は修理し、その福祉の増進を図ることを目的とします。

対象となる人は、両耳の聴力レベルが60デシベル以上の、身体障がい者手帳の交付の対象とならない難聴児です。大阪府が基準価格の3分の2、申請者が3分の1（100円未満切り捨て）を負担します。

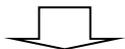
ただし、申請者が生活保護世帯の場合は、全額大阪府が負担します。

※補聴器の給付や修理を受けようとする対象児の保護者は、事前に相談してください。

## 補装具申請の流れについて

身体障がい者手帳所持者の装具の申請方法は、希望の用具によって異なります。ここでは、一般的な申請の流れを紹介します。

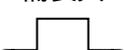
- ①障がい福祉課で「意見書」(及び「処方」)を受け取ります。  
申請者は、希望する補装具の意見書(及び「処方」)を受け取ってください。補装具の種類によっては、意見書(及び「処方」)の提出が必要の無いもの(歩行補助つえ・視覚障がい者用安全つえ)もあります。



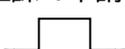
- ②「意見書」(及び「処方」)を医師に記入してもらいます。申請者は、医師へ意見書(及び「処方」)の記載を依頼して、必要書類をそろえてください。  
※電動車いす、骨格構造義足の申請の場合は、大阪府での判定会への出席が必ず必要となりますので、意見書(及び「処方」)は必要ありません。



- ③医師の「意見書」(及び「処方」)に基づき、業者に「見積書」を作成してもらいます。補装具作製を希望する業者に見積を依頼してください。補装具の申請をする際の添付書類となります。



- ④「意見書」(及び「処方」)・「見積書」・「身体障がい者手帳」・「マイナンバーカード」・「委任状(任意代理人の場合は必要)」を添えて、障がい福祉課で申請してください。



- ⑤市から大阪府へ意見書(及び「処方」)と見積書を送り、その補装具の交付が有効かどうか、文書による判定を依頼します。



- ⑥概ね1箇月から2箇月で、大阪府から判定結果が返送されるので、有効と認められた場合は、「決定通知書」を郵送します。※補装具の購入・修理に係る自己負担額は、原則として費用の1割となります。ただし、課税状況に応じた月額負担上限が設定されます。



- ⑦「決定通知書」の決定に基づき、業者が補装具を作成(修理)し、申請者に引き渡します。申請者は、引渡し時に自己負担額を支払い、申請者が「交付券」に受領の署名をします。

○大阪府での文書判定を必要とするため、多少時間がかかりますので予めご了承ください。



#### 4. 日常生活用具の給付・貸与 身 難 知 精

障がい者等が日常生活をより円滑に行うため必要に応じて日常生活用具を給付等します。利用者負担額(限度額まで定率1割)は、障がい者とその配偶者又は障がい児の保護者が市町村民税非課税の場合は無料です。

※※印：介護保険の被保険者の人は、介護保険での申請です。 意印：意見書が必要です。

※脳原性運動機能障がいは、上肢・下肢又は体幹機能障がいに準じ取り扱います。

種 目	上肢	上肢・下肢複合	下肢・体幹機能	視覚	聴覚	音声・言語・そしゃく	内部	知的	精神	難病(全て意)	耐用年数 および上限額	備考
* 特殊寝台 とくしゆんだい			2級以上							意※備考	8年 154,000円	腕、脚等の訓練のできる器具があり、頭部、脚部の傾斜角度を個別に調節できるもの※寝たきりの状態の人(18歳未満の人は除く)
* 特殊マット とくしゆ			2級以上					療育A		意※備考	5年 70,000円	褥瘡防止、失禁等の汚染等の防止ができるもの 常時介護を要する人(原則3歳以上)※寝たきりの難病患者等
* 特殊尿器 とくしゆにようき			1級以上							意※備考	5年 67,000円	常時介護を要する人(原則学齢児以上)※自力で排尿ができない難病患者等
入浴担架 にゆうよくたんか			2級以上								5年 82,400円	入浴時に家族等他人の介助を要する人(原則3歳以上) (1世帯1台のみ)
* 体位変換器 たいいへんかんき			2級以上							意※備考	5年 15,000円	下着交換等時に、家族等他人の介助を要する人(原則3歳以上)※寝たきりの難病患者等
* 移動用リフト いどうよう			2級以上							意※備考	4年 159,000円	天井走行型や住宅改修を伴うものは除く(原則3歳以上) (1世帯1台のみ)※下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等
訓練用ベッド くんれんよう			2級以上							意※備考	8年 159,200円	腕、脚等の訓練のできる器具があり頭部、脚部の傾斜角度が個別に調節可能(原則学齢児以上18歳未満)※下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等
訓練いす くんれん			2級以上								5年 33,100円	原則、付属のテーブルを付ける(原則3歳以上18歳未満)

種 目	上肢	上肢・下肢複合	下肢・体幹機能	視覚	聴覚	音声・言語・そしゃく	内部	知的	精神	難病(全て意)	耐用年数 しょうげんがく 上限額	備考
入浴補助用具			7級以上							意※備考	8年 90,000円	設置に当たり住宅改修を伴うものを除く(原則3歳以上)※入浴に介助を要する難病患者等
便器			2級以上							意※備考	8年 手すり付き 9,850円 便器のみ 4,450円	取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く(原則学齢児以上)※常時介助を要する難病患者等
頭部保護帽			7級以上		平衡機能				療育A	意※備考	3年 備考	(原則3歳以上)スポンジ、皮12,160円 スポンジ、皮、プラスチック29,400円 ※頻繁に転倒する人
T字状・棒状つえ			7級以上		平衡機能						3年 備考	(原則3歳以上)標準型3,150円 一部夜光材3,580円 全面夜光材4,410円 白、黄ラッカ-3,430円
移動・移乗支援用具			7級以上		平衡機能						8年 60,000円	手すり、スロープ等の設置に住宅改修を伴うものを除く家庭内の移動等に介助を必要とする人(原則3歳以上)
特殊便器	2級以上								療育A	意※備考	8年 151,200円	温水温風を出す取替えに住宅改修を伴うものを除く(原則学齢児以上)※上肢機能に障がいのある難病患者等
火災警報器										意	8年 15,500円	対象障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(1世帯1台のみ)
自動消火器				2級以上					療育A	意	8年 28,700円	対象障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(1世帯1台のみ)※火災の感知・避難が困難な難病患者等

種 目	上肢	上肢・下肢複合	下肢・体幹機能	視覚	聴覚	音声・言語・そしゃく	内部	知的	精神	難病(全て意)	耐用年数 しょうげんがく 上限額	備考
でんじちようりき 電磁調理器				2級以上							ねん 6年 えん 41,000円	対象障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(1世帯1台のみ)(18歳未満の人は除く)
ほこうじかんえん 歩行時間延 ちようしんごうき 長信号機用 こがたそうしんき 小型送信機				2級以上							ねん 10年 えん 7,000円	(18歳未満の人は除く)
ちようかくしよう 聴覚障がい しゃようおくない 者用屋内 しんごうせうち 信号装置					2級以上						ねん 10年 えん 87,400円	対象障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で必要と認められる世帯(1世帯1台のみ)(18歳未満の人は除く)(サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚まし時計、聴覚障がい者用おくないしんごうとうふく屋内信号灯を含む)
とうせきえき 透析液 かおんき 加温器							じん 臓機能3 級以上				ねん 5年 えん 51,500円	自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)の透析を行う人(1世帯1台のみ)(原則3歳以上)
ネブライザー きゆうにゆうき (吸入器)							意 (呼吸器機能) 3級以上			意 呼吸器機能に障がいのある人	ねん 5年 えん 36,000円	呼吸器機能障がい3級以上と同等程度の身体障がい者も対象(電気式たん吸引器ネブライザー両用器との併給不可)
でんきしき 電気式たん きゆういんき 吸引器						ねん 5年 えん 56,400円		呼吸器機能障がい3級以上と同等程度の身体障がい者も対象(ネブライザー又は電気式たん吸引器との併給不可)				
でんきしき 電気式たん きゆういんき 吸引器ネブ ライザー りようようき 両用器						ねん 5年 えん 72,450円						
さんそ 酸素ボンバ うんぱんしゃ 運搬車						ほう 法を 行う 人	たけん 宅 酸素 療養 における 在宅 医療 保険				ねん 10年 えん 17,000円	
しかくしよう 視覚障がい しゃようたいおんけい 者用体温計 おんせいしき (音声式)				2級以上							ねん 5年 えん 9,000円	対象障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(1世帯1台のみ)(18歳未満の人は除く)

種 目	上肢	上肢・下肢複合	下肢・体幹機能	視覚	聴覚	音声・言語・そしゃく	内部	知的	精神	難病(全て意)	耐用年数 しょうげんがく 上限額	備考
												のぞ除く)
視覚障がい者用体重計(音声式)											5年 18,000円	対象障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(1世帯1台のみ)
視覚障がい者用血圧計(音声式)											5年 15,000円	対象障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(1世帯1台のみ)
パルスオキシメーター(動脈中酸素飽和度測定器)										意※備考	5年 157,500円	※人工呼吸器の装着を要する人
自家発電機										意(呼吸器機能)	原則1回のみ 100,000円	呼吸器機能障がい3級以上と同等程度の身体障がい者も対象。在宅で人工呼吸器、ネブライザー、電気式たん吸引器、吸引吸入両用器、酸素濃縮器、パルスオキシメーターを使用している人(どちらか1台のみ)
外部バッテリー(充電器及びインバーター含む)										意(呼吸器機能)3級以上	5年 100,000円	
携帯用会話補助装置		7級以上				音声言語機能					5年 98,800円	発声・発語に著しい障がいのある人(原則学齢児以上)
情報通信支援用具	2級以上			2級以上							5年 100,000円	障がい者向けのパーソナルコンピュータの周辺機器やアプリケーションソフト
点字ディスプレイ				かつ聴覚2級以上							6年 383,500円	原則、視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級の重複障がいの人(18歳未満の人は除く)

種 目	上肢	上肢・下肢複合	下肢・体幹機能	視覚	聴覚	音声・言語・そしゃく	内部	知的	精神	難病(全て意)	耐用年数 じょうげんがく 上限額	備考
点字器				6級以上							7年 ※備考	標準型木製10,400円、プラスチック6,600円、携帯用木製7,200円、プラスチック1,650円
点字タイプライター				2級以上							5年 63,100円	本人が就学・就労又は就労が見込まれる人
点字図書・点字毎日				2級以上							—	事前に登録が必要
聴覚障がい者用通信装置					6級以上	6級以上					5年 30,000円	FAXのみ(複合機は除く)(1世帯1台のみ)必要と認められる人(原則学齢児)以上
聴覚障がい者用情報受信装置					6級以上						6年 88,900円	手話通訳付番組、聴覚障がい者向け災害時緊急情報等を受信し、かつ地上波放送に手話通訳を合成する機能を有する装置(1世帯1台のみ)必要と認められる人
視覚障がい者用拡大読書器				6級以上							8年 198,000円	拡大された画像をモニターに映し出せるもの、又は撮像した活字を音声信号で出せるもの(原則学齢児以上)
視覚障がい者用ポータブルレコーダー				2級以上							6年 音声再生機 85,000円 再生専用機 35,000円	視覚障がい者用テープレコーダーとの併給不可(原則学齢児以上)
視覚障がい者用活字文書読上げ装置				2級以上							6年 99,800円	コード化した情報をおんせい音声によりおんせいに伝える機能を有する装置(18歳未満の人は除く)

種 目	上肢	上肢・下肢複合	下肢・体幹機能	視覚	聴覚	音声・言語・そしゃく	内部	知的	精神	難病(全て意)	耐用年数 上限額	備考
視覚障がい者用地上デジタル対応ラジオ				2級以上							6年 29,000円	テレビ音声及びAM/FM放送を受信かつ、災害時の緊急放送を受信するもの(原則学齢児以上)
視覚障がい者用ICタグレコーダー				2級以上							6年 59,800円	ICタグからその物品等の情報を音声にて再生可能なもの(原則学齢児以上)
視覚障がい者用テープレコーダー				2級以上							5年 23,000円	視覚障がい者用ポータブルレコーダーとの併給不可(原則学齢児以上)
視覚障がい者用時計				2級以上							10年 蝕読式 10,300円 音声式 13,300円	音声式は、手指の蝕覚の障がい等で蝕読式の使用が困難な人が対象 ※18歳未満の人は除く
人工喉頭						喉頭摘出					5年 電動式 70,100円 笛式 5,000円	
紙おむつ等(おしりふき用ウェットティッシュ・紙おむつ廃棄専用ゴミ袋含む)											4月～9月 分10月～ 3月分を 一括交付 (継続申請は3月 と9月) 12,000円	<p>①治療による軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマ変形により装着をできない人</p> <p>②先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障がいによる高度の排尿又は排便機能障がいの人</p> <p>③先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいの人</p> <p>④3歳未満で発症した脳性まひ等脳原性運動機能障がいでの排尿又は排便の意思表示が困難な人</p>

※対象者は備考に記載

種 目	上肢	上肢・下肢複合	下肢・体幹機能	視覚	聴覚	音声・言語・そしゃく	内部	知的	精神	難病(全て意)	耐用年数 上限額	備考
ストーマ装 具(尿路系)							ぼうこう機能				4月～9月 分10月～ 3月分を 一括交付 11,639円	継続申請は3月と9月
ストーマ装 具(消化器 系)							直腸 機能				4月～9月 分10月～ 3月分を 一括交付 8,858円	継続申請は3月と9月
しゅうりょうき 収尿器			7級 以上				ぼうこう機能				1年 男性 7,940円 女性 8,760円	はいによう 排尿のコントロール が困難な人 男性:ラテックス製か ゴム製で逆流防止 装置つき 女性:耐久性ゴム製か ポリエチレン製ゴム 管つき
ふくしでんわ 福祉電話 (貸与)											— 83,300円	たいしやうしやう 対象障がい者のみの 世帯及びこれに準ず る世帯(1世帯1台の み)

きやうたくせいかつどうさほじょようぐ じゆうたくかいしゆうひ きゆうふじようげんがく まんえん  
**居宅生活動作補助用具(住宅改修費) 給付上限額20万円**

住宅改修の範囲	対象者
(1)手すりの取付け (2)床段差の解消 (3)滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 (4)引き戸等への扉の取替え (5)洋式便器等への便器の取替え (6)その他前各号の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修	・下肢または体幹機能障がい3級以上の人 ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る。)に係る障がい3級以上の人 ・住宅改修を伴う特殊便器への取り換えは上肢機能障がい2級以上の人 ・下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等(原則学齢児以上)

5. しょうにまんせいとくでいしつべいりどうとう じゆうたくせいかつようぐ  
**小児慢性特定疾病児童等の日常生活用具**

せたいかいそうくぶん おう ふたん  
 世帯階層区分に応じて負担があります。

『しょうにまんせいとくでいしつべいりようじゆきゆうしやしょう かどましふくしじむしちやう みつもりしよそ しんせい  
 『小児慢性特定疾病医療受給者証』と門真市福祉事務所長あての見積書を添えての申請になります。

※障がい者手帳をお持ちの方は、障がい者手帳の資格での申請が優先となります。

種 目	対象者	耐用年数・上限額	備考
べんき 便器	じやうじかいじよ ひと 常時介助を要する人	べんき ねん て 便器8年 手すり 5年 4,900円	
とくしゆ 特殊マット	ね じやうたい ひと 寝たきり状態の人	ねん えん 5年 21,560円	じやくそうぼうし しつきんどう おせんどう ぼうし 褥瘡防止・失禁等の汚染等の防止ができる
とくしゆべんき 特殊便器	じやうしきのう ひと 上肢機能に障がいがある人	ねん えん 8年 166,320円	おんすいおんふう だすじゆうたくかいしゆう ともな 温水温風を出す住宅改修を伴うものは のぞく

種目	対象者	耐用年数・上限額	備考
特殊寝台	寝たきりの状態の人	8年 169,400円	腕、脚等の訓練のできる器具があり、頭部、脚部の傾斜角度を個別に調節できるもの
歩行支援用具	下肢が不自由な人	8年 66,000円	手すり、スロープ、歩行器等で、転倒予防、立ち上がり動作、移動の補助、段差解消等の用具
入浴補助用具	入浴に介助を要する人	8年 99,000円	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水の補助をする用具
特殊尿器	自力で排尿できない人	5年 73,700円	尿を自動的に吸引するもの
体位変換器	寝たきり状態の人	5年 16,500円	体位を容易に変換させるもの
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて神経障がい等を起こすことがある人	— 41,580円	
ネブライザー(吸入器)	呼吸機能に障がいがある人	5年 39,600円	
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な人	— 173,250円	
車いす	下肢が不自由な人	5年 77,440円	
頭部保護帽	発作により頻繁に転倒する人	3年 13,380円	
電気式たん吸引器	呼吸機能に障がいがある人	5年 62,040円	
クールバスト	体温調節が著しく難しい人	— 22,000円	バストを冷却し、一定温度に保つ
ストーマ装具(消化器系)	人工肛門を造設した人	1年分 113,520円	
ストーマ装具(尿路系)	人工膀胱を造設した人	1年分 149,160円	
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な人	— 128,700円	